

安衛法に定める特別教育の時間

区 分	特別教育の時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生規則第 36 条	(時間)	(時間)
第 1 号 研削といし	7	3
自由研削といし	4	2
第 3 号 アーク溶接	11	10
第 4 号 電気取扱い(高圧)	11	15
〃 (低圧)	7	7
第 5 号の 2 ショベルローダー等の運転	6	6
第 5 号の 3 不整地運搬車(1t 未満)の運転	6	6
第 9 号 小型車両系建設機械〔 整地・運搬 ・積込用 及び掘削用 〕の運転	7	6
〃 (基礎工事用) 〃	7	6
〃 (解体用) 〃	7	7
第 9 号の 2 基礎工事用建設機械の運転	7	5
第 9 号の 3 車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作	5	4
第 10 号 ローラーの運転	6	4
第 10 号の 2 車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作	7	5
第 10 号の 3 ボーリングマシンの運転	7	5
第 10 号の 4 ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転	6	4
第 10 号の 5 高所作業車(10m 未満)の運転	6	3
第 11 号 巻上げ機の運転	6	4
第 13 号 軌道装置の動力車の運転	6	4
第 15 号 クレーンの運転	9	4
第 16 号 移動式クレーン(1t 未満)の運転	9	4
第 17 号 デリックの運転	9	4
第 18 号 建設用リフトの運転	5	4
第 19 号 玉掛け	5	4
第 20 号 ゴンドラ操作	5	4
第 20 号の 2 作業室および気閘室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務	10	2
第 21 号 高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブまたはコックを操作する業務	10	2
第 22 号 気閘室への送気または気閘室からの排気の調節を行うためのバルブまたはコックを操作する業務	9	3
第 23 号 潜水作業員への送気の調節を行うためのバルブまたはコックを操作する業務	9	2
第 24 号 再圧室を操作する業務	9	3
第 25 号 四アルキル鉛等の業務	6	-
第 26 号 第一種酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	4	-
第二種酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	5.5	-
第 29 号 特定粉じん作業に係る業務	4.5	-

第30号	ずい道等の掘削、覆工等の業務	7	-
第37号	石綿等が使用されている建築物に係る業務	4.5	-
第38号	①除染等業務（下段②を除く）	4	1.5
	②特定汚染土壌等取扱業務	3.5	1
	③特定線量下業務	2.5	-
第39号	足場の組み立て、解体または変更の作業に係る業務（地上または堅固な床上における補助作業の業務を除く。）	6	-
第40号	ロープ高所作業に係る業務	4	3
第41号	フルハーネス型墜落制止用器具を用いた業務	4.5	1.5

注 特別教育の時間の詳細は、別表5（別紙）のとおりであること。なお、別表5に定められている特別教育の時間について、厚生労働省労働基準局長の通知により、別に定められている場合についても対象とする。

危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の時間

(危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針 別表)

区分	時間
5 クレーン運転士安全衛生教育	6
6 移動式クレーン運転士安全衛生教育	6
7 ガス溶接業務従事者安全衛生教育	5
9 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育	6
9の2 車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育	6
12 ローラー運転業務従事者安全衛生教育	6
15 玉掛業務従事者安全衛生教育	5

安衛法に定める教習及び技能講習

区 分	教習時間又は講習時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生法第 75 条別表第 17(教習)	(時間)	(時間)
2 クレーン運転実技教習	—	9
3 移動式クレーン運転実技教習	—	9
労働安全衛生法第 76 条別表第 18(技能講習)	(時間)	(時間)
1 木材加工用機械作業主任者技能講習	15	—
5 地山の堀削及び土止め支保工作業主任者技能講習	17	—
6 ずい道等の堀削等作業主任者技能講習	14.5	—
7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習	13	—
8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	13	—
9 足場の組立て等作業主任者技能講習	13	—
10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	11	—
11 鋼橋架設等作業主任者技能講習	11	—
12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	13	—
13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	11	—
17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	13	—
20 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	12	—
21 鉛作業主任者技能講習	10	—
22 有機溶剤作業主任者技能講習	12	—
23 石綿作業主任者技能講習	10	—
24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習	9	3
25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	11.5	4
26 床上操作式クレーン(5t 以上)運転技能講習	13	7
27 小型移動式クレーン(1t 以上 5t 未満)運転技能講習	13	7
28 ガス溶接技能講習	8	5
30 ショベルローダー等運転技能講習	11	24
31 車両系建設機械 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 2px 5px;"> 整地・運搬 ・積込用 及び掘削用 </div> 運転技能講習	13	25
32 車両系建設機械(解体用)運転技能講習	13	25
33 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習	14	25
34 不整地運搬車(1t 以上)運転技能講習	11	24
35 高所作業車(10m 以上)運転技能講習	11	6
36 玉掛け技能講習	12	7

注 教習時間又は講習時間は、原則の講習時間であり、科目の一部免除又は特例を受けることができる者の講習時間の内訳は、別表 6 (別紙) のとおりであること。